市議会だより

9月定例会始まる

41年度各会計の決算など審議

会期9月27日から10月13日まで

九月定例市議会が九月二十七日から十月十三日まで十七日間の会期で開かれています。

昭和四十一年度一般・特別会計の決算など七議案、今年度一般・特別会計の補正予算案など二議案、人事関係議案が二議案、条例の一部改正案など三議案が審議されていますが、そのおもなものをお知らせします。

なお、このうち四議案は初日と十月二日に可決されています。

（可決されたもの）

■教育委員の任命について同意

教育委員槇木豪順氏の任期が九月三十日で満了するのでその後任者の任命について同意を求めたもので古橋清一氏が任命、同意されました。

■固定資産評価審査委員を選任

固定資産評価審査委員会委員中村文弥氏が辞任されましたので、その後任者の選任について同意を求めたもので外山大一氏（清滝丹勢町）が選任同意されました。

■国民健康保険条例を一部改正

地方税法の改正にともない延滞金の計算の改正が行なわれたため、国民健康保険料についても厚生省保険局長から関係条例の改正について指示を受けましたので、同条例の関係部分を改正したものです。

（改正のおもな点）

いままでは滞納保険料額が一〇〇円以上である場合に、一〇〇円未満の端数を切り捨てた額について延滞金額を計算していましたが、これを滞納保険料額が二、〇〇〇円以上である場合には一、〇〇〇円未満の端数を切り捨てた額について一〇〇円について一日四銭の延滞金額が計算されることになりました。

（審議中のもの）

■市営スケート場条例の一部改正

市営スケート場の使用料を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

（改定案＝カッコ内は旧使用料金）

小学生七〇円（五〇）中学生一〇〇円（七〇）一般二〇〇円（一五〇）クーポン利用一五〇円（一二〇）

※全期間使用券

小学生二〇〇円（一〇〇）

中学生四〇〇円（二〇〇）

一般一、〇〇〇円（五〇〇）

※貸切使用

一時間一、五〇〇円（一、〇〇〇）

■昭和四十一年度一般・特別会計歳入歳出の認定

※一般会計

（歳入）六億二、一三八万二九二六円

（歳出）五億九、一〇八万一七三一円

（差引残額）三、〇三〇万一一九五円

※文化観光施設整備事業費

（歳入）一億一、七六九万五八八一円

（歳出）一億一、五九五万九七五〇円

※上水道事業費

（歳入）九、一五九万八、三八六円

（歳出）七、〇九八万五、六三四円

（残額）二、〇六一万二、七五二円

※国民健康保険費

（歳入）六、三七四万七、八二七円

（歳出）六、二〇四万五、八五一円

（残額）一七〇万一、九七六円

※農業共済事業費

（歳入）二六四万七、九三五円

（歳出）二六一万八、五四六円

（残額）二万九、三八九円

※豪雪高原リフト事業費

（歳入）二、八七七万二、四九〇円

（歳出）二、八七一万五、〇二〇円

（残額）五万七、四七〇円

※所野公園スケートリンク事業費

（歳入）二億二、七六九万二三一二円

（歳出）二億二、七六九万二三一二円

■昭和四十二年度一般会計予算の補正

補正額三、五三五万一、〇〇〇円を各款にわたって追加計上したものです。

■昭和四十二年度時別会計上水道事業費の補正

補正額五三七万九、〇〇〇円を給配水強化のための工事費として追加計上したものです。

近づく秋の文化祭

菊かおる秋、十月二十九日の日曜日を中心にくりひろげられる文化祭。

ことしは上都賀地区芸術祭の邦楽部門と合同で行なう邦楽と舞踊の会など、もりだくさんの催し物が予定されていますので、どしどし参加・出品してください。

（文化祭日程）

▼会場　公会堂と清滝公民館

▼期日　十月二十八日から三十日まで

▼募集作品

（一般の部）絵画、書道、短歌、俳句、川柳、工芸、華道、茶花、山草、写真、文化財

（児童生徒の部）絵画、書道、文芸、統計図表

▼催し物

邦楽と舞踊の会（二十九日正午から公会堂で）

市内学校音楽会（三十日午後一時から

茶道、アマチュア無線公開交信（期間中、公会堂で）

▼出品される方は社会教育課へ作品を出品してください。